

定例監査の結果

1 監査の期間

令和4年3月2日から令和4年3月15日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部 一色支所、吉良支所、幡豆支所

(2) 対象期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。また、本年度の監査実施方針において、現金収納事務及び全額前金払いした委託業務についての業務状況、検査状況の監査を重点項目としたことから、当該事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 一色支所

コピー機の賃貸借契約書において、対象機器の開始メーターの記載がないものがあった。
【契約規則第27条】

(2) 吉良支所

契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する理由が不明確なものがあった。

【地方自治法施行令第167条の2第1項第2号】

(3) 幡豆支所

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約で、西尾市契約規則で定められた公表の手続きを行っていないものがあった。

法令等に基づき適正な事務を遂行されたい。
【契約規則第24条の2】